

ポリケミカルズ事件報道の謎（語られなかったもの話）

1月20日付で行政処分（4か月の輸出禁止）が発表されたポ社の炭素繊維迂回輸出事件の報道について、奇異に感じたことを記します。

1. 事件の概要

下記報道にもあるように、リスト規制該当の炭素繊維を、韓国向けと称して大臣許可を取り輸出したが、モノはそのまま韓国経由で中国張家港の業者へ再輸出され、しかも最終目的地が張家港であることをポ社は初めから知っていたという事件です。

韓国向けという許可申請時の申告がウソだったということ、軍事転用可能性の高い機微な品目であること（だからこそリスト規制該当なのですが）、張家港の業者が軍向け商売を積極的に行っていたらしいことが批判の対象になっています。

【読売 2015.5.26】

炭素繊維を中国に不正輸出容疑、会社会長ら逮捕

ミサイルなどの兵器製造に転用可能な炭素繊維を中国に不正輸出したとして、兵庫県警外事課は26日、同県芦屋市の貿易会社「ポリケミカルズリミテッド」会長・近藤正二容疑者（75）ら3人を外為法違反（無許可輸出）容疑で逮捕した。

兵器転用の恐れがある機器や技術は、国際的な取り決めで貿易が制限されている。一定以上の強度がある炭素繊維は経済産業相の許可が必要な「リスト規制」の対象となっており、炭素繊維の不正輸出を巡る逮捕は初めてという。

県警によると、近藤容疑者ら3人は、強度が高い国内メーカー製の炭素繊維数千キロを韓国・光州市の企業に販売すると偽って申請し、許可を不正に取得。2010年1月、大阪・南港から韓国・釜山経由で、中国に輸出した疑い。

炭素繊維は中国・人民解放軍の関連先に渡った可能性があるといい、県警は、軍需物資の製造に転用された疑いもあるとみて調べる。

【日経 2015.5.26】

炭素繊維を中国に不正輸出か、容疑の3人逮捕

軍事転用可能

軍事転用可能な炭素繊維を中国へ不正に輸出したとして、兵庫県警外事課は26日、兵庫県芦屋市の貿易会社「ポリケミカルズリミテッド」の会長、近藤正二容疑者（75）＝同県西宮市松ヶ丘町＝ら3人を外為法違反の疑いで逮捕した。

同課によると、原材料としての炭素繊維の不正輸出の摘発は全国でも初めて。

逮捕容疑は2010年1月、国の許可を得ずに日本製の炭素繊維約3500キログラムを大阪港から韓国・釜山を経由して中国に不正に輸出した疑い。3人は韓国への輸出許可を得ており、「(炭素繊維が)韓国に行くことは知っていたが、中国に行くとは知らなかつ

(日経 2015.5.26 つづき)

た」と容疑を否認している。

同課によると、炭素繊維は軽く丈夫で、ミサイルやロケットに軍事転用されるおそれがあるほか、ウラン濃縮用の高性能遠心分離機に不可欠な材料として輸出が制限されている。

不正輸出先の中国江蘇省の商社はホームページ上で海外企業や軍需産業との取引があるとしており、同課は慎重に捜査を進める。

ほかの逮捕者は、同社社員、三宅憲夫容疑者(57)＝神戸市須磨区高倉町＝と輸出入業仲介業の種佐真容疑者(66)＝大阪府泉佐野市南中安松＝の2人。

【産経 2015.5.27】

炭素繊維不正輸出 狙われる日本の高度技術 軍事転用・核開発の抜け穴

軍事転用が可能な炭素繊維を不正輸出していたとして、近藤正二容疑者らが26日、外為法違反(無許可輸出)容疑で兵庫県警に逮捕された。軍事転用が可能な製品は輸出入貿易管理令で厳しく制限されているが、高度な技術を持つ日本製品の需要は高く、日本の技術は常に狙われている。

「日本が核開発などのループホール(抜け穴)として利用されているという危機意識が企業側にも求められる」。警察幹部は技術流出に警鐘を鳴らす。

今回逮捕された3容疑者は「(炭素繊維が)韓国に行くことと承知していたが、中国へ行くことは知らなかった」と供述。だが、経済産業相の許可を得ずに輸出された製品は追跡調査が困難で、輸出先の国からさらに中東や北朝鮮といった国へ流出する危険性がある。北朝鮮もこうした「迂回(うかい)ルート」を模索しているとされ、警察当局が積極的に摘発に乗り出している。

中東向けとしては平成18年、核兵器製造に転用可能な3次元測定器をマレーシアなどに輸出したとして川崎市の精密機器メーカーの社長らが警視庁に逮捕された。輸出された機器は国際原子力機関(IAEA)がリビアで行った核査察で発見された。

北朝鮮向けでは19年にIAEAの核関連施設の査察で、日本製真空ポンプが見つかり、神奈川県警が輸出元の日本国内の会社社長を書類送検している。

21年に工作機械を不正輸出したとして警視庁が摘発した事件では、自動車のエンジン部品を製造する際に使用され、コンピューター制御で金属の表面に数マイクロメートル(1マイクロメートルは1千分の1ミリ)単位の誤差で穴を開ける高度技術製品だった。

公安関係者によると、国内で開催される見本市や展示会で、外国の機関などが身分を偽って潜入し、こうした工作機械などの高度技術製品を物色することもあるとされる。

輸出許可申請は年間約1万件に上るが、現行制度では輸出規制の対象になるかどうかの判断は事実上、企業側に委ねられている側面がある。だが不正輸出のリスクを冒しても利益を追求しようとする企業を見抜くことは困難だ。不正輸出が相次ぐ背

景には、こうした「性善説」に立った制度に限界があるとの声も聞かれる。

(産経 2015.5.27 つづき)

「高い技術を持つ日本製は狙われている。不正輸出の摘発は氷山の一角とみるべきだ」。警察幹部は日本の技術流出が安全保障を脅かしかねないと指摘する。

【産経 2015.6.15】

【炭素繊維不正輸出】 営業部長を略式起訴 軍事転用か、韓国へ

軍事転用が可能として輸出規制されている炭素繊維の不正輸出事件で、神戸地検特別刑事部は6月15日、外為法違反(無許可輸出)罪で兵庫県芦屋市の貿易会社「ポリケミカルズリミテッド」と同社の営業部長(57)を略式起訴。神戸簡裁は同日、罰金刑の略式命令を出した。簡裁は罰金額と納付したかどうかを明らかにしていない。

捜査関係者によると、営業部長は中国への不正輸出を認め「会社の利益を上げるためだった」と供述しているという。地検は略式起訴の理由について「不正輸出は韓国企業が主導しており、輸出された炭素繊維は質が悪く軍事転用の危険度が低いことなどを考慮した」と説明している。

起訴状によると、営業部長は平成22年1月、経済産業相の許可を得ないまま、国内メーカー製の炭素繊維約3.5t(約355万円相当)を大阪港から韓国を経て中国に不正に輸出したとしている。

2. 第1の謎…中国(張家港)の企業は誰だ?

「こんなにも危ない奴に売っていたとは！」がマスコミの強調点です。世間の「騒ぎ屋」さんたちも、主としてここをターゲットに吠えています。

では「その危ない奴」とは誰なのでしょう？ 私も中国を得意分野にしている以上、大いに関心があります。しかし名前が報道されているのは見たことがありません。

これは単なる野次馬根性で言うものではありません。「危ない奴」を知ることは、輸出管理の実務にとっても重要なのです。「外国ユーザーリスト」はそのためのものではありませんか。仮に「リスト」に載せるレベルではないとしても、その情報を世に知らしめるのもマスコミの仕事だと思うのです。

それをせず「いやー、危ない奴の手に渡るなんて問題ですね」の論説で良識派を気取るとしたら奇怪至極ではありませんか。「おかみからいただいた情報」を忠実に転載し、余計な好奇心は封印、叩きやすい相手だけを叩き、日本企業の管理の脆さと意識の低さを嘆いてみせれば任務完了ですか。いやもしかして「書きたくても書けない事情」があるのでしょうか？

3. 第2の謎…韓国の業者は誰だ?

6.15 報道の地検説明を見て下さい。「不正輸出は韓国企業が主導しており」だそうです。(しかも取扱いは簡易裁判所！ それが検察の本事案の評価です) どうも黒幕は韓国企業

で、ポ社は下っ端だったということらしい。

ところが日本の報道でこの黒幕企業の名前は見た覚えがありません。「ホワイト国」の一員である韓国ですから、当然この企業が処罰されていない筈はなく、従って実名報道を躊躇する理由もないと思うのですが。

4. 第3の謎…韓国企業の処罰はどうなった？

実は私も野次馬根性丸出しで、ネット検索致しました。但しアチラという言葉は分からないので英文だけですが。結果は案の定、空振り（何も見つからず）でした。

考えてみれば、問題の韓国企業の処罰情報があったなら、優れた韓国ウォッチャーを擁する大マスコミが見逃すわけありません。でも「処罰されなかった」なんてことがありうるのだろうか？ 可能性があるとするればどんなケースかを考えてみました。

【可能性1】 違反はあったが処罰されなかった？

アチラの官憲が居眠りしていたわけではないでしょうから、考えられるのは時効の成立です。つまり日本に比べて時効成立までの期間が短かったのではないかと。

仮にそうであれば、問題性（時効期間も国際的均衡が必要でないか）を指摘するマスコミが1社ぐらいあってもよいのではないのでしょうか？

【可能性2】 違反はなかった？（黒幕韓国企業が韓国政府許可を取っていた？）

その場合は「なぜ問題児の中国企業向けなのに許可を出せるのか？ ザル審査じゃないか？」という疑問が湧いてきます。黒幕企業の存在も問題ですが、韓国政府の許可審査の基準も見逃せない問題です。そこを掘り下げなきゃウソだと思います。

【可能性3】 違反はなかった？（韓国では既に規制緩和でリスト規制から外していた？）

毎年、国際輸出管理レジームの規制リストは改訂されます。その結果「韓国では既に規制対象から外され許可不要になっていた」という可能性も考えられます。

その場合は2つの問題が浮上します。

第1は「日本の規制リスト改訂作業のスピード」です。国際レジームで規制緩和があれば、日本もこれに合わせて政省令を改正します。よって「日本でも規制非該当」に変わるわけですが、通常、最短で半年、長ければ1年超のタイムラグが生じます。もしかしたら、そのハザマの期間中に韓国における法令改正（規制緩和）が先行して行われ、問題の輸出が行われていたのかもしれない。

第2には「なーんだ。国際レジームで規制緩和対象にした品目だったのか（もう数か月待てば韓国を経由せず日本から直送できたのに）」と感じてしまうことです。だからといって、ポ社が最終仕向け地を偽って大臣許可を取ったり通関申告をかけたことは正当化できませんが、印象は大分違ってきます。もしこの推測通りであれば、それが地検の言う「輸

出された炭素繊維は質が悪く軍事転用の危険度が低い」(産経 6.15)につながったと見ることもできます。(ちゃんと報道してくれないから、こういう下種の勘繰りが生まれるのです)

5. 第4の謎…クレファイン事件とのバランス

古い話(2011年報道)を蒸し返されるのは関係者には不本意でありましょうが、品目の類似性から自ずと連想してしまうので、そこは御勘弁願うことにして話を進めます。

クレファインがやったのは輸出品のアンダーバリューでした。「46万円相当の品目を200円の試供品として輸出申告」という類いの違反です。

当初本件の報道を見たとき「アンダーバリューで疑われずに持ち出せる数量は少ないだろうに」とか「1回の出荷が46万円では利益を出すために大変な回数やらねばならぬだろうに」などと首を傾げたものです。それに、構造材料の類なら相手方が相当な分量を要求する筈なのにと。(従ってこれは商談用の試供品の可能性が高く、成約した場合は大分量ということもありきちんと大臣許可を申請していたのではないか、とっていました)

今回の件でトータル3.5tという報道を見て「やっぱり素材の輸出というのは大分量でやるものなのだ」と感ずるとともに、「クレファインの事件は、実際のところどれだけ安全保障に悪影響を与えたのだろうか? (アンダーバリューが許されないことは言うまでもないが) あれほど騒ぐ話だったのだろうか?」と思ったことでした。

私ごときでさえ「オヤ?」と思うのですから、マスコミのみなさんが気づかぬ筈はありません。「空気を読む」のも程々に、気づいたことは大いに世に問うていただきたいと思う次第です。